

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島市南区出島二丁目1番29号

氏名 有限会社アイアイ・システム
取締役 濱田 信幸
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 2年 8月 20日

許可の有効期限 令和 7年 8月 19日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおりに記載

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
R 4. 11. 30	変更許可		
R 7. 3. 14	変更許可		

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

6. 備考

備考欄に記入する事項は、この許可証の効力に影響を及ぼさない。

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>中間処理 (破砕) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず がれき類 （これらのうち廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務のあるものを除く。）を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (圧縮) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 紙くず 繊維くず 金属くず （これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。この欄以下余白</p>
<p>中間処理 (溶解) 以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 （自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）。以下余白</p>